

にいがたの くらしと自治

2025 年 2 月号

2025 年 2 月 15 日



▲学習講演会「新潟の地域医療を考える」(2/9、新潟市ほんぽーと)

にいがた自治体研究所

〒950-0901 新潟市中央区弁天3丁目3-5 新潟マンション305号

TEL 025-240-8645 Fax 025-240-8646

e-mail : njitiken@yahoo.co.jp

県民投票条例案実現に向けた論点と私たちの立場

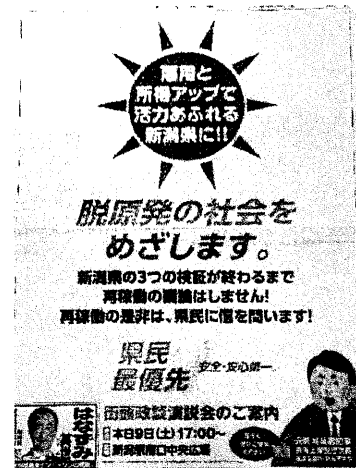
県民投票で決める会

15万筆以上の県民の声を集めた条例案が、今後、知事の意見を付して県議会に提出されます。県議会の議論で想定される論点などについて、私たちの考えを明らかにします。

1. 花角知事も「再稼働は県民に信を問う」と明言

花角英世・現知事は、初となる2018年の知事選で、「脱原発社会をめざします」として、再稼働に関し「県民に信を問う」ことを明言・公約しています（右写真）。

しかし、「3つの検証」も終了し、条件が整っているのに、知事は「信を問う」方法や時期を明らかにしていません。県民投票の提案は、知事の公約を後押しし、より公正な形で具体化するもので、知事にも議会にも反対の理由はないはずです。



2. 「原発は『国策』だから県民投票はなじまない」?

政府は「3.11」原発事故後、新たな規制基準（2013年）をクリアした原発の再稼働について、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得る」とする方針を決定しています。この方針に基づき、柏崎刈羽原発の再稼働についても昨年4月、県・柏崎市・刈羽村に「地元同意」を求めています。

政府が「国策」として「同意」を求めているのですから、「同意しない」という選択肢も、当然前提にあるはずです。また、最終的に「同意」の可否を知事が判断するにしても、その前に県民の意向を問い、その結果を尊重することは政府の方針とも何ら矛盾しないどころか、むしろ「地元判断」をより客観的で確実なものにするはずです。

3. 「エネルギー計画や外交安全保障全般に関わるから投票はなじまない」?

県民投票は、投票日に票を投じることだけが目的ではありません。私たちの条例案でも「知事は、県民投票の適正な執行を確保するため、柏崎刈羽原発の再稼働の是非について県民が賛否を判断するのに必要な情報の公開に努める」としています。エネルギーや外交・経済を含めた徹底的な情報公開を通して、県民一人一人が知識と熟議を深めることで、民主的かつ合理的な判断ができるし、それが日本の将来にとっても重要だと私たちは確信しています。

お問い合わせ：県民投票で決める会 電話：025-378-1500 携帯：080-7668-4457
<https://www.kenmintouhyou.net/>

柏崎刈羽原発 再稼働の是非を決める 県民投票の実現へー

柏崎刈羽原発再稼働の是非を

県民投票で決める会

条例制定に
向けた論点

(2025/2/7版)



内部資料

お問い合わせ: 〒950-2028 新潟市西区小南1丁目3-5 電話: 025-378-1500 携帯: 080-7688-4457 HP: <https://www.kenmintouhyou.net/>

2

2012-13年の同様の取り組みを振り返る

- 2011年の福島原発事故を受け、新潟でも県民投票条例運動が高まり、2012年、「みんなで決める会」による直接請求運動が取り組まれた。
- 会は政党や組織の力に頼らず「原発推進・反対を超え、互いに尊重し、話し合いを重ねる中から県民ひとりひとりが自分たちの未来に対して責任ある判断を示したい」と訴えた。
- 7万筆弱を集めたが、2013年1月、県議会で否決。
- しかし、当時と比べて状況は大きく変わっている。

→次のページへ



3

「県民投票」の意義と今後

- これまで、原発の設置や運転に関する手続きは非民主的な形の積み重ねだった。
- 県民の命と暮らしに関する一大事を、知事や議会だけではなく、県民一人ひとりの熟議に基づき、「投票」という形で民主的に明確に示すことが目的。
- 2024年末で署名数は14万筆余(2月1日署名期間終了、現在15万筆超)。法定数の約4倍に達し、ハードルの第一段はクリアしたが、次は県議会で可決されるかどうかが焦点。
- ハードルは高いが、これが可決されれば、県内の全ての有権者ひとりひとりに原発再稼働への意思表示のための投票機会が与えられることになり、きわめて大きな意義がある。

2

当時から大きく変わった状況①

政府が「地元同意」を求めている

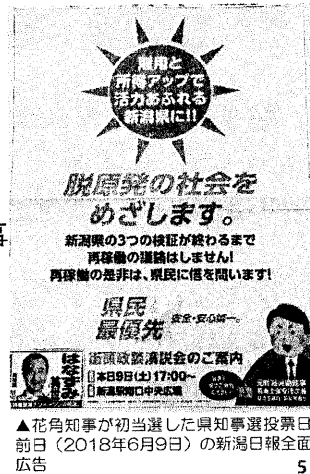
- 政府は2013年7月、「新規制基準」を策定し、同基準や規制委審査をクリアした原発の再稼働について、第4次エネルギー基本計画(2014年4月閣議決定)で「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得る」と明記、その後も引き継がれている。
- この方針に基づき、政府は昨年4月、県・柏崎市・刈羽村に「地元同意」を求めている。
- この枠組みは、「みんなで決める会」の取り組み(2012～2013)以降のもの。地元理解の枠組みが明文化されたこと、実際に地元同意が求められているというタイミングという点で、前回と比較して条件や環境が決定的に異なっていると言える。

4

前回から大きく変わった状況②

現知事は「県民に信を問う」を公約

- 花角英世・現知事は、初となる2018年の知事選で、再稼働に関し「県民に信を問う」ことを明言、公約している。
- 右紙面でも触れている「3つの検証」も（是非は別として）、すでに終了している。
- 条件が整っているにもかかわらず、知事は「信を問う」方法や時期を明らかにしていない。
- 県民投票の提案は、知事の公約をより公正な形で具体化・後押しするもので、知事も議会も反対の理由は無いはず。



5

当時から大きく変わった状況③

東電・規制組織の不適合性がいっそう明らかに

- 東電は度重なる不祥事を重ね、2021年には事実上の運転禁止命令を受けている。その後も数々のミスも重ねており、原発を運転する能力は欠如している。
- 東電を規制すべき規制組織も信頼に値しない。東電のID不正使用問題では、規制庁が東電から報告を受けていたにもかかわらず、規制委員会に報告せず、事実上隠ぺいしていたことが判明。
- 他にも、規制庁自身のIDや書類管理の杜撰さも明らかになっている。



6

前回から大きく変わった状況④

能登半島地震で浮上した課題と世論の変化

- 能登半島地震を受け、安全性や避難の実効性などに関する多くの課題が再浮上し、首長や自民党内を含む県内世論にも大きく影響している。
- 立地自治体以外の県内首長の多くが再稼働や東電の対応に批判的な姿勢を示しており、自民党県議団の中でも再稼働を「認めない」とする声が少なくない。
- 先の衆院選時の新潟日報調査でも、再稼働に否定的な世論が肯定を上回り、約6割が「県民投票」を支持。県内全選挙区で当選した国会議員全員も「県民投票」に賛同している。



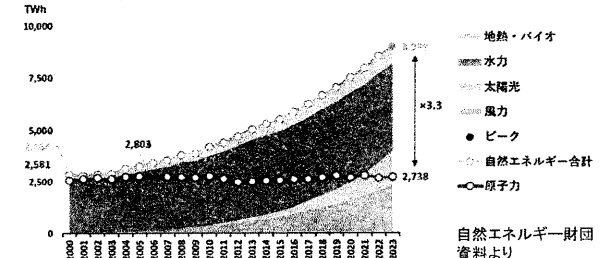
7

当時から大きく変わった状況⑤

再生可能エネルギーの拡大と原発の困難



▼自然エネルギーと原子力の発電電力量(全世界、2000～2023年)



- 再生可能エネルギーは飛躍的に拡大している。
- 一方、核のゴミ処理の困難性も明確になってる。首都圏のために電気を送る柏崎刈羽原発の運転も、使用済み核燃料をさらに遠方の青森県に押し付けなければ成り立たないというびつな構図をどう考えるか、重要な課題。

8

想定される反対意見①

「国策なので県民投票はなじまない」

- ・「前回と変わった状況①」で示したように、その「国策」において「地元理解」を求める枠組みが(前回取組み以降)明文化された。「国策だから」との主張は、その前提を含めてもはや成り立たない(※)。
- ・なお、この枠組みで明記されている「立地自治体等関係者の理解と協力を得る」の「自治体等関係者」は、首長なのか議会なのか、明言されていない。知事が判断するとしても、県民の意向を問い、その結果を尊重することは「国策」たる閣議決定と何ら矛盾しない。

※1月10日付新潟日報記事では、県が政府から再稼働同意要請を受けていることから、自民党若手議員が「『国策なので』は(反対の)理由にならない」と述べている旨、書かれている。

9

想定される反対意見③

「二者択一で諮ることは適切ではない」

- ・他の選択肢があればご提案いただきたい。

想定される反対意見②

「エネルギー政策や外交安全保障全般に関わる」

- ・県民投票は、投票日に票を投じることだけが目的ではない。条例案でも「知事は、県民投票の適正な執行を確保するため、柏崎刈羽原発の再稼働の是非について県民が賛否を判断するのに必要な情報の公開に努める」としている。
- ・エネルギーや外交・経済を含めた徹底的な情報公開を通して、県民一人一人が知識と熟議を深めることで、民主的かつ合理的な判断ができるし、それが日本の将来にとっても重要だと私たちは確信している。
- ・条例案の県議会内外での議論、そして実際の投票に向けた熟議を通して、そのような場が確保されることを望む。
- ・そのような熟議の場の設定に、民主主義制度上の重要な機関である県議会には、むしろ積極的な取り組みを期待したい。

10

想定される反対意見④

「再稼働させないことになった場合の責任は」

- ・前回、泉田知事(当時)は、「投票の結果稼働させないこととなった場合、東電を含め、原発による利益を期待してきた者への賠償責任を誰が負うのかという問題がある」と指摘。
- ・条例案で示す通り、「知事は投票の結果を尊重」し、「国及び関係機関と真摯に協議」することを通して、問題があれば解決に向けて努力すべき。
- ・参考までに、「3.11」後、福島県議会で福島第二原発の廃炉が議決されたが、東電や関連事業者からの賠償請求は無かった。

想定される反対意見④(続き)

「再稼働させないことになった場合の責任は」

- そもそも現・花角知事は「脱原発社会をめざす」ことを公約に掲げていた(5ページ参照)のだから、「再稼働反対」が民意となっても、知事の立場と矛盾はない。したがって、「賠償の可能性」を理由に知事が条例に反対することはできないはず。
- また、そもそも国が「地元同意」を求めているのだから、当然「同意しない」選択肢も想定されなければならず、その責任は県民ではなく国が取るべき。

13

補足：運動内部で提起され得る懸念

「投票で賛成が上回ったら？」

- 最近の各種県民世論調査などによれば、再稼働に反対の声が賛成を上回っている。投票の結果も、それと大きく異なることはないと考えられる。
- ただし、賛成が上回ることもあり得る。その場合、知事はその県民意思に基づいて判断と手続きを進めることになる。
- しかし、県民投票の結果は知事を拘束するが、県民個々人を拘束するものではない。原発反対の意思をお持ちの方は、今後もあらゆる局面で、それぞれの信念や願いに従って行動することに何の制約もなく、その自由は常に保障される。

15

想定される反対意見⑤

「間接民主主義・二元代表制に反する」

- これらの主張は、「地方自治では住民から直接選ばれた首長や議会が政策を議決・執行する。住民投票はこれらの制度に反する」というものと思われるが、時代遅れの論点。
- 一般に、住民投票など直接民主主義制度は、間接民主主義を補完するものとして解釈されている。
- 近年、住民投票を制度化する自治体も増えており、その都度の課題に対応する住民投票条例を実施する「個別型」と、あらかじめ住民投票に必要な要件を条例で定めておく「常設型」があり、実際に運用されている(※)。
- 現実に運用・活用されている自治の仕組みを否定するような主張については、その見識が疑われると言える。

※県内では、十日町市などが常設型住民投票を制度化、新潟市などは「自治基本条例」の中で「市政に関し特に重要な事案」について「広く市民の意思を把握」するため、住民投票を位置づけている。

14

県民投票実現のために

あなたのご協力をお待ちしています！

県議会での徹底的な熟議に向けて、県民世論をさらに盛り上げていくために、ひき続き、皆様の熱いご支援・協力をお願いします！

☒ 知事・地元県議に声を届ける

- ひとことを書いて送れる葉書も用意しました。できれば直接面談も。詳細は事務局か、各地域の窓口へ(HP参照)。

☒ イベントに参加する

- 関連のシンポジウムなども計画しています。随時HPでも掲載・案内予定です。ぜひご参加ください！

☒ 活動に寄付する

- これから運動の正念場、世論喚起のための経費に、ご支援をよろしくお願いいたします！

◎振込先：新潟県労働金庫 新潟南支店 (普)5766226 「県民投票で決める会 代表 片野純也」(ケンミントウヒョウデキメルカイタイヒョウ カタノ ジュンヤ)

☒ SNSで活動を広める

★お問い合わせ等はHP <https://www.kenmintouhyou.net/>



自治研活動への第一歩（月刊『住民と自治』 2024年12月号 より）

菊池 智博（ともひろ）静岡県地方自治研究所事務局長・自治体問題研究所理事

私は2023年3月に市役所を退職しました。在職終盤に気になっていたのは、市役所の窓口や日々の生活の中で住民と対話して感じたことを、事業や政策の立案に生かすことが少なくなったことです。業務の民営化や、直営の場合であっても職員の非正規化などで、公務の最前線である「対話する現場」を次々と失ったように思います。

一方で、業務に関する法改正や制度改正の際に、首を傾げることが多くなりました。しかし、そのことを共有できる職員も少なくなっていました。自治体職員は、最終的には法等に従わざるを得ませんが、疑問に思うのと思わないのでは、住民との関係は大きく異なります。

窓口ではさまざまな人に接しました。困難を抱えている人と向かい合う際、「私は現在そのような状況にはないけれど、それはたまたまのことで、その方は私のもう一つの人生を歩んでいるのかもしれない」とさえ感じました。私は一つのことから色々なことを想像してしまいましたが、その立ち止まって考える行為は、組織の中でどんどん居心地が悪くなっていきました。職員が減る状況にあっても業務にはスピード、質、量が求められ、立ち止まってられない現実が広がっていました。

暗い面ばかり書き連ねましたが、住民と協働して物事にあたるのは、やはり変わらぬ「喜び」でした。しかし投資的経費が枯渇し、発案の自由度が狭まるなど、自治体職員が置かれる状況は厳しさを増しています。「お金出さずに知恵を出せ」と言われても限界があり、若手職員の自主退職が増えているという報道には、ついうなずいてしまいます。

ではどうしたら喜びが得られるのでしょうか。そのための「住民を主体とした、自治体職員、研究者などが自由に意見を言い合える自治研活動」だとしても、それ以前の問題として、距離が生じた住民と自治体職員の関係をどう再構築していくかが問われている気がします。自治体職員が外に足を一歩踏み出そうとする場合、業務についてどこまで住民に話をしているのか、発言が問題になることはないだろうかなど戸惑いは多々あり、そもそも住民との協働の経験がない職員からすれば、対話の必要性すら感じないかもしれません。

住民と協働する最初の経験をどこで積むかは難しい問題です。まずは職場で話をする機会を増やし、次に外に目を向け同じ職種の人とつながり、それら内的な対話の中で、考えている方向性や内容に少し自信を得てはどうでしょうか。嫌なことも楽しいことも人と接するところから来るけれど、やはり住民との対話は楽しいと日を輝かせて語る先輩はいるはずです。自治体職員も住民であり、それらは明確に区分できるものではないという視点を習得することが、自治研活動の原点です。

住民の考えに賛同して行動しても、成し得ないことはあります。考え方がよくても財政的理由を盾に排除されることも想定されます。自治体にどうして「自由なお金」がないのか、どうすれば問題解決するのか、公費の使い道に目を光らせるだけでなく、自治体職員には禁忌とされているかのような政治の問題についても、対話を広げていくことが重要です。物事はすぐに動かなくても、目の前の小さなことを積み重ねていくことで職員と住民の関係は変わり、住民の公務への信頼を感じることは、働く最大の喜びとなります。

菊池 智博

一言でも結構ですので、この問題についてご意見・ご感想をお寄せください。

自治体問題研究所のホームページに入力フォームがございます。

<https://www.jichiken.jp/chokugen/0044/>



第74回
(オンライン) 市町村議会議員研修会 zoom開催

水道料金の値上げを考える

全国の自治体で、水道料金の大幅な値上げが相次いでいます。「清浄・豊富・低廉」(水道法第1条)は水道の使命のはずですが、大幅な値上げはやむを得ないのでしょうか? 水道は、たとえ災害時においても絶やすことが許されない「命の水」です。どこにおいても誰であっても、大幅な値上げにより水道料金が払えず、家庭への給水が止められるという事態があってはなりません。

この研修会では、水道と水道料金決定のしくみをおさえた上で、提案されている大幅な値上げの背景と要因を検証し、何が問題なのか、どうすればよいのかを読み解きます。

■ 2025年3月27日(木) 午後(13時30分~17時)

講義

水道料金値上げの根拠と論点

講師 太田 正 (作新学院大学名誉教授)



そもそも水道とはなにか(水道システム、市町村公営原則、独立採算制と公費負担など運営や会計のしくみ、水道料金の2つの構成要素と決定プロセスなど)、なぜいま全国的に値上げラッシュが起きているのか、押し寄せる水道料金値上げを考える際の背景と要因および論点はどこにあるか、水道経営は独立採算制なので赤字なら値上げはやむを得ないのか、水道の会計を分析する勘所はどこにあるかなど、水道料金を考えるポイントを紹介します。

参考テキスト: 太田正「押し寄せる水道料金値上げの波をどう考えるか」
(『住民と自治』2025年2月号所収) 税込特価 680円

事例報告

県水値上げに連動する 市町村水道の動向をめぐって

報告者 林 敏夫 (埼玉自治体問題研究所)



埼玉県では用水供給事業が21%値上げされます。それ自体に様々な検証課題がありますが、市町村では新水道ビジョン、経営戦略もからみ、値上げに余儀なしかの動きです。では、各水道事業・会計の何を検証しておくべきでしょうか。

企画: 自治体問題研究所 主催: 自治体研究社

(オンライン) 第74回 市町村議会議員研修会 zoom開催
2025年3月27日(木)

■ お申し込み方法、受講料

FAX、メール、ホームページからお申し込みください。

FAX 03-3235-5933

メール info@jichiken.jp

HP <https://www.jichiken.jp/>



自治体問題研究所

【受講料】 15,000円(税込)

自治体問題研究所・地域研究所個人会員 14,000円(税込)

◇議員の方に限らず受講いただけます。

◇お申し込みいただいた順に、受講料の振込口座をメールでご案内します。

◇見逃し視聴あり(配信日から1週間以内)。

◇キャンセルの際は、ご入金の有無に関わらず必ずご連絡ください。開催日の8日前からキャンセル料が発生します。

詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

◇お問い合わせ先 自治体研究社 議員研修会係 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F

TEL: 03-3235-5941 FAX: 03-3235-5933 e-mail: info@jichiken.jp

■ 受講者様 ■ 申込締め切り日 3月24日(月)

氏名(ふりがな)

現職:

会員種別○ 「自治体問題研究所」や「各地域研」の会員 会員ではない

メールアドレス
(★参加に必須)

*スマートフォンでの視聴は可能ですが、レジュメの受け取りはできません。

電話

FAX

(郵便番号 -)

住所

領収書宛名

通信欄

ご記入いただいた個人情報は、弊社主催の研修会のご案内に利用させていただく場合がございます。
第三者への個人情報の開示・提供は、ご本人の同意がなければなりません。

■ 市町村議会議員研修会 参考テキスト注文書

研修会参加者に限る税込特価です。この注文書でお申し込みください。
送料一律400円でお送りします(『住民と自治』のみご注文の場合は送料100円でお送りします)。

『住民と自治』2025年2月号所収 太田 正

「押し寄せる水道料金値上げの波をどう考えるか」

税込特価 680円

冊

尾林芳匡・渡辺卓也 編著

「水道の民営化・広域化を考える」3訂版

税込特価 1500円

冊



FAX番号: 03-3235-5933